

**2017 年度第7回（第34回）ほっとス
ペース八王子定期総会**

議案書

ほっとスペース八王子 2017 年度総会

(第 34 回) 第 1 号議案書

(2016年度活動総括)

1. 情勢分析

2016年度の情勢は、年度が替わって早々戦争法が制定されて、早々と議論も十分にしないままに、自衛隊を南スーダンに駆けつけ警備に配備させ、戦闘行為も発生していました。ところが、政府・防衛省は当初は警備日報の存在を否定していましたが、その存在が明らかになるや、戦闘行為ではなく武力衝突だとわけの分からない言い訳をして、自衛隊、戦争法の憲法違反の現実をめぐり隠そうとしています。

こういうことが象徴するように、現在日本はいわば「茶色の朝」状況が一気に進んでいます。毎朝毎朝、あれもこれも「茶色」に染められていく現実が深まっています。「茶色」とはナチスの親衛隊の制服の色です。「茶色の朝」はドイツがナチスに染まっていくのが急な変化ではなく、気がつかないうちに、徐々に世の中全体がナチス的に変化していったことを、象徴的に著した小説です。

麻生財務大臣が「ドイツのワイマール憲法はいつの間にか変わっていた。誰も気がつかない間に変わった。あの手口を学んだらどうか」(2013年8月1日)と発言しましたが。公園や駅、商店街など街の隅々にモニタカメラが設置され、特定秘密保護法＝スパイ防止法制定、盗聴法改悪に続き、精神保健福祉法改悪、共謀罪と押しなべて治安法が整備され、自由が奪われる状況が生まれて、戦争への準備、改憲の準備が次々と進められています。

またイデオロギー一面においても攻撃が進んでいます。在日外国人、特に在日朝鮮人や在日中国人へのヘイトスピーチ、障害者へのヘイトクライムも尋常ではありません。2016年7月26日に発生したあの「神奈川県立相模原津久井やまゆり園」事件は、障害者の地域共生に対する重大な挑戦であり、風化させてはいけません。もっとも、事件の前から措置入院の適用基準見直しが議論されてきましたが、ここ最近、精神保健福祉法が変わるといふ具体的な話になり看過できない状況におかれています。相模原市のやまゆり園事件はたまたま起きた事件ではなく、安倍自公政権が進める改憲、戦争政策のイデオロギー一面における攻撃の結果だと思われます。

消費税のアップのために便乗値上げで特に生活必需品の物価が高くなり、なおかつ障害年金が目減りしています。生活保護費も削減されているし、申請そのものを受け付けられない水際作戦で申請もままならない状況で、私たち障がい者はますます生きづらくなっています。

こういう状況下で障がい者が人として生きていくには、今まで通りののほほんとした生き方では到底追いつかない状況です。焦る必要はないけれども、私たちは平和でなければ息が詰まって、生き苦しくて、生きていくのもままなりません。

生きていくためにも、何とか力を合わせて、安倍自公政権の崩壊、打倒を目指す必要があります。

国際面に目を転じると、資本主義社会の末期現象とも言えるような様相です。イギリスのEU離脱にはじまり、米トランプ大統領就任があつて、金正男氏暗殺に終わるといった1年でした。この間、シリア内戦はわずかな停戦しかなし得ず、トルコとロシアの関係が悪化しています同じくロシアではウクライナで不穏な動きを見せ、イスラム国は全盛期からかなり勢力を落としたとはいえ健在です。欧州ではテロのほか難民と各国民の間で衝突が絶えず、欧州各国で内向きの右派政党が跋扈してきています。テロこそ頻発してはいませんが、アメリカでも「アメリカ・ファースト」を掲げたトランプ氏が大統領選を制し、新大統領になりました。ただ、一方で民主主義を守ろうとする市民もおり、一部は団体で、あるいは政党で活動し、国論を二分しています。例を挙げれば、スペインのポデモスが総選挙で第3党にまで成長していますし、オーストリアでは「緑の党」対「自由党」という対照的な一騎打ちの末、「緑の党」の候補が首相になりました。年度末にはマレーシアで金正男氏暗殺事件があり、マレーシアと北朝鮮の国交が急速に悪化、同時期に北朝鮮は改良型弾道ミサイル発射実験を行い、にわかに予断を許さない情勢になりました。2017年度においても、世界、国内いずれの情勢から目が離せません。その点については、活動方針案でも触れます。

2. 権利擁護活動

上に述べた状況を奇しくも端的に表したような現実がこの年度には現れてきました。

3人の仲間が書類送検、逮捕されるという現実です。今までのほっとスペース八王子の活動の歴史の中でこれだけ多数の仲間が司直の取調べを受けるということはありませんでした。近所の監視の目がこれだけ厳しくなっていることの現われだと思いません。今までだったら、まず、110番通報されるような事件として取り扱われなかったでしょう。しかし、昨今ではそうではないのです。

どんな些細なことでも、不審者だと思われれば、110番通報が当たり前のようになっています。警察に精神障害者のことを解決する能力があるわけではありません。警察はあくまで治安を維持するのが仕事です。精神障害者は犯罪予備軍とみなされ、治安の対象にされているのです。

これも安倍自公政権のイデオロギー攻撃の現れです。障がい者や高齢者、在日朝鮮人、在日中国人や沖縄県民など社会的マイノリティ、社会的弱者が疎まれ、邪魔扱

いされるような世の中にさせられているのです。

ほっとスペース八王子はこのような社会的弱者同士で手をつないで助け合うということが理念、基本方針の一つとして掲げています。弱いもの同士で助け合わないで誰が助けるのかと言うことです。代議士や偉い先生が助けてくれるのであれば、長い人類の歴史の中で当の昔に社会的弱者など存在していないはずですが、そもそも差別や抑圧は、時の政府や為政者たちがありもしないものを意図的に作り出してきた、作り出しているものです。

被差別部落や沖縄の人々、在日朝鮮人や在日中国人、ハンセン病患者さんたちがそうであるように、差別され抑圧されてきたもの同士、自らが自らの手で自らの生活、人生を築き、守るというのが、ほっとスペース八王子の自主運営の精神です。「茶色の朝」的状況が進む中、ますます私たち「精神病者」は生き辛くなって、このような事件ともいえない「事件」で司直の手に仲間を奪われることが増えるかもしれませんが、直ちに救援活動を行うことを誓い合いたいと思います。更に、権利擁護活動でしっかり確認して欲しいのは、生活保護や障害年金が国・政府の恩恵ではないということです。人として健康にして文化的に生きる権利はどんな人でも生まれながらに持っている当然の権利であることを何度も何度もしっかり確認しましょう。この生きる権利に対する義務は課せられていません。

逆に、国や政府はどんな人に対しても人として健康にして文化的に生きることを保障する義務があるのです。この義務を放棄するに等しいことを現在の安倍自公政権は「予算がない」という口実で行っているのです。予算があるから保障するのではなく、予算を講じなければならない義務があるのです。利用者から、生活保護であっても、結婚する権利はあるという意見が出されました。昔であれば、貧乏でもたくましく生きていくドラマやアニメ、マンガで沢山描かれ、未来への希望を十分うかがわせる気風がありました。そういった空気はバブル崩壊後の20数年で一変してしまいました。「財源がない」というのは言い訳にすらなりません。「人が当たり前生きていくこと」を基本に、障害者総合支援法、精神保健福祉法、医療観察法への反対を軸に、権利擁護活動を進めて行きたいと考えます。活動方針でも取り上げます。

3. 財政、会計面での総括

2016年度においては、夏季の研修旅行に行けなかったことで、予算のうち旅費交通費の未執行で今年度に繰り越され、フィリピン研修旅行に充てられます。基本的には予算通りに行けました。毎年予算的に崖っぷちであることをアピールしてきたほっとスペース八王子ですが、NPO法人として法内移行して再出発した2013年度と比べれば、格段に予算的余裕のある運営ができました。ですが、不確定要素もあります。例えば、八王子市による家賃補助ですが、すでに廃止で確定しました。もっとも、別の名目で支給されるという話もあります。給付金収入が1,300～1,400万、その他諸々

の諸収入併せて2,400万程度の予算で職員の給与含めた運営予算を組まなくてはなりません。ソフト面を重視するか、ハード面を重視するか、それによってもかかる予算は大幅に変わってきます。ですから、予算をどう使うか、ということをお会員のみなさんにも考えて頂きたいのです。会員の皆さんにはその権利があります。どうかよろしくお願ひします。

4. 年間行事、レクなどの総括

2016年度の行事、レクについて総括します。経過報告でも触れていますので、さらっと流します。4月は昭和記念公園でお花見をしました。職員家族の参加もあって、とても楽しい会になりました。ただ、お弁当を作って持参する場合、みんなで手分けして協力しましょう。5月はメーデー、2016年は日曜日だったのでほっとを閉所していく必要はなかったのですが、今後年次行事にするかは話しあいによります。総会があつて日帰り旅行改め月次レクで上野原へ。相模川河川敷で昼食、とてもゆったりとした平和な時間を過ごせました。午後に行った秋山温泉も良かったです。6月は参議院議員選挙もあり、公開質問状の準備にも追われました。夕焼け小焼けの里でバーベキュー。バーベキューも、年次行事になりそうです。7月はロシア・ボリショイサーカスを観に行くことができました。7月と11月には医療観察法反対全国集会が恒例の行事となったのですが、もう少し会員の参加が欲しいところです。月末には都知事選挙もありました。8月は毎年、夏季研修旅行(ここ数年は長崎)の予定だったのですが、宿泊地予約の関係で行けませんでした。その代わりという訳ではありませんが埼玉県東松山市の丸木美術館に行きました。マスクプレイミュージカル「魔法使いプリキュア」のショーにも行きました。プリキュアショーも恒例になってきました。9月は月次レクがありませんでした。7月に起こった「神奈川県立相模原津久井やまゆり園」事件を受けての勉強会を行いました。準備等もあって、9月にずれ込んだものです。10月は月次レクとして、日本病院・地域精神医学会総会(通称病地学会)に参加しました。非常に有意義な会であったと思います。11月は八王子市内の龍泉寺温泉へ月次レクに行きました。午後のプログラムいっぱいを使ってのんびりできました。12月は他作業所の開業祝、恒例の望年会、餅つき、納会があつて、前年度に引き続き31日のカウントダウンパーティーを行いました。年が明けて2017年1月、4日から仕事始め、月次レクは高幡不動へ遅めの初もうで。2月は月次レクに行かず偲ぶ会。例年ですと9~11月に行うのですが、いろいろと忙しく2月にずれ込みました。3月の月次レクは山梨県猿橋。日本三大奇橋のひとつで名勝地です。

全体的になんといつても8月の夏季研修旅行がなかったこと、再開した海外研修がなかったことが大きいです。それ以外はだいたい予定通り、皆も楽しめる行事だったと言えるでしょう。

5. 授産活動についての総括

授産活動については、ラーメン店舗清掃、紅茶パック袋詰めおよびコーヒーパッケージシール貼り、「ぱど」配達、香華販売、「ほっと」丁合発送、「八障連通信」発送作業など、ほぼトラブルや滞りもなく出来たと思います。大まかに総括すると、通常の授産活動以外の作業、ワークセンターからの照会があまり多くありませんでした。2015年度ですと、玩具木工、虐待防止啓蒙のバッジとイラストの塗り絵などがありました。2016年度はそういったものはありませんでした。会員からは、積極的に参加したいという意見が多く、高い士気を伺わせます。作業個別に総括すると、ラーメン店舗清掃については、2人の固定メンバーで、行事などで出来ない日をのぞけば問題なくこなせていました。実際に作業にあたっている人も、生活リズムをつかむという意味で有意義だし、引き続きやっていきたいとのこと。珈琲実験室からの授産作業は、年に数回、急な依頼や追加が入るものの、間に合わせる事ができていました。ただ、運搬作業が大変という会員もいて、段取りや、分担に課題があるかもしれません。「ぱど」の配達についても、だいたい同じ人が同じ場所を担当することで、位置関係や土地感覚もつかめて、地図なしで配達できてきています。香華販売については、年に3回あるのですが、1回の香華販売につき、1日しかとれていません。他事業所との関係もあって、できれば土日祝日の確保をしたいのですが、その日は休みたいという会員も多く、「授産は積極的にやりたいが休みの日までは…」というジレンマもあって、当面は1回の香華販売で1日という状況が続くそうです。

6. プログラム面での総括

2016年度のプログラム総括に移ります。週一回のパソコン教室を取り入れ、授産活動が本格的に始動し、一般的な B 型事業所としての側面も増えました。下半期では、音楽プログラム、エレクトーン教室が復活し、プログラムの多様性が高まりました。プログラムの多様化は、会員増加をうながす要因でもあるため、従来からあるプログラムとのバランスを考えながら、全体ミーティング等でしっかりと決めていく必要があります。一方で、スポーツ教室に関しては、年齢、体力等の個人差の観点から同じスポーツを行う際は、加減をしながら行う、安全対策を考える、あるいは別々のスポーツ、運動に分けるなどの策を講じる必要があります。

また、毎月一度開催されるレク会では、お花見、バーベキュー、初詣等の季節に合わせた企画から、精神医療に軸を置いた行事の参加、他県の自然散策もあり、充実した年になったのではいかと考えられます。今後は、全体ミーティングをさらに活用して、月ごとに幹事を交代しながら、幹事がみんなと一緒にいきたい場所を決めて、協力して決めていくよう、引き続きおこなっていきましょう。

運動系(体育館でのフットサル等、泳ごう会、散歩など)、流そう会、読もう会、聞こう会、PC教室、面会活動などはほぼ予定通りこなせました。合間に漢字で遊ぼう(中国語)、絵画教室、などのプログラムが入っている感じです。英会話教室は、講師の

スケジュールの問題でだいたい月1くらいのコマ、音楽教室は、講師の健康状態との相談、といった状況です。映画会、ゲームの会は漸減、カラオケは大幅に時間数が減りました。新しい取り組みとして、「書こう会」をはじめました。このプログラムは、利用者の意思表示、表現力を涵養する意味では非常に効果的なプログラムですが、まだ、「どんなことを書けばよいか」というところに課題があります。逆に書道教室、数学教室、イメージ遊びなどが行われていません。また、急なプログラム変更で何をするか話し合ったとき、音楽鑑賞の時間を希望する者が一番多いというよりもほとんど音楽鑑賞になりがちです。学習会(勉強会)も漸次行っていますが、「勉強」というと、堅苦しいイメージで敬遠されがちですが、もっと気負わず、楽しいものにできるかどうかは課題です。

最後に、「ほっとスペース八王子」内での問題、もめごと、トラブル対処のとき、プログラムを中止して話し合いになることがあります。場合に依っては、授産作業を削ることもままあります。利用者は、そんな話し合いをすることでトラブルが起きた際の対処法を学ぶためにもほっとスペース八王子をドシドシ活用してください。

7. その他の総括

以上各論として2016年度の総括を述べてきましたが、特筆すべきこととして、刑事関連のトラブルが3件あったことです。検察庁への同行、弁護士との相談、面会や差し入れによるサポートなど、全体が冷静かつ迅速に行動できたと言えます。その甲斐あってか、すべてにおいて起訴にいたらず、良い結果を残しました。

トラブルを受けてのほっとスペース八王子での対処は非常に良いものがあります。今後とも続けていきたいものです。特に、医療観察法、精神保健福祉法といった法律が絡むだけに、常に綱渡り状態の緊迫した対処ですが、いっそう気を引き締めておきたいものです。2016年度は、全体的に前年度に比べ、平均通所者数が若干名ではあるが、増加しました。一方で、会員が目標実現に向けて卒業した良い例があれば、考えの相違から円満に終わらず退所されてしまった方もいます。特に、政治面に関する意見の相違は、開所以来の課題と言っていいかもかもしれません。会員一人ひとりの特性をしっかりと踏まえながら、今後どういった柔軟な対応をしていくかが鍵になってくるでしょう。

また、一人ひとり体調に波がある年でもありました。調子の良し悪しを察知、確認できるように心がけて、会員の体力面に関しても個人差があるため、各々の健康状態を把握し、その状態を加味した上で、体を動かすプログラムに積極的に参加する、毎日ほっとに通所してご飯だけでも食べる、など目標設定をしながら、関わっていく必要があります。

そして、職員に対するサポートを見つめなおさないとなりません。特に、精神的負担は目に見えにくいいため、いつダウンしてしまうかは本人以外分かりにくいものだからで

す。

また、年度後半は職員について若干トラブルがありました。かねてより支援法の下での自主運営、当事者運営の問題点は障害者自立支援法制定前から反対の声を上げて述べてきましたが、遂に、ほっとスペース八王子の職員人事に関して、その問題点が如実に現れてきました。

障害者総合支援法下でほっとスペース八王子のような当事者運営の事業所を立ち上げ、運営を維持していくためには絶えず当事者の後継問題が付随してきます。それと共に職員の確保も重要な問題です。

当事者で運営するというスタンスだと、開設以来22年のほっとスペース八王子では荒れると、立ち上げた当事者運営者を除いて、職員が全員辞職する場合も少なくはありませんでした。昨年度はまさにその年に当たりました。何とか、ハローワークとか連携している事業所と連絡を取りながら、新職員の確保をしました。

サービス管理責任者という資格を持った職員が必ず配置しなければならないというシバリは当事者運営にとって、ハードルが高い部分ではあります。

当事者運営が全国に広がらない大きな理由は安倍独裁政権の専制政治にしっかりと野党が闘えていないこと、反戦運動、労働運動や学生運動が停滞していることでもあります。さらに、この障害者総合支援法の資格制度の問題があります。こういうハードルをこれからも越えて、当事者で運営する、患者会で運営する事業所ほっとスペース八王子を維持し、発展させていきます。会員については、少しずつではありますが、増えて来ています。利用者は、大人数での過ごし方も覚えていけなくなりそうです。

2017度は、さらに会員が発しているサインを察知していけるように心構えをすること、そして、自分の尺度ではなく、相手の立場にたった上で、相手がしたいことを相談しながら、決めていく必要があります。まずは、当事者主体が前提であり、利用者同士、職員同士、職員—利用者間といったトータルなサポート体制を心がける必要があるかもしれません。

全体的に見て、ほっとスペース八王子を巡る情勢は大変さを示しています。しかし、若干の問題はあるものの、戦争政策や差別と闘う心意気、困難を困難と思わず、乗り切るだけの基礎体力はついているでしょう。その先は、活動方針案に譲ります。以上で2016年度活動総括を終わります。

第 1 号議案別紙

経過報告

2016年 月 1日～2017年 3月 31日

(2015年)

日付	出来事	役員(理事)	事務局	目標数	利用者数	一日平均
4月1日	新年度スタート	有川、堀部、奥野、 新道、関口	堀部、廣田、田中、吉田、山田 新道、荒木	195名	150名	7.1名
4月1日	職員吉田採用					
4月5日	お花見(昭和記念公園)					
4月15日	面会活動(Tさん)					
4月17日	国立武蔵病院問題を考える会					
5月1日	独立系労組メーデー(井之頭公園)	有川、堀部、奥野、 新道、関口	堀部、廣田、田中、吉田、山田 新道、荒木	187名	144名	7.6名
5月3日	憲法集会(有明、立川柴崎学習館)					
5月13日	レク会(上野原でピクニック)					
5月15日	東京朝鮮第9初級学校70周年記念講演(セシオン杉並)					
5月17日	NPO 総会					
5月20日	面会活動(Mさん Tさん)					
6月5日	戦争をさせない千人委員会集会(国会正門前、日比谷公園)	有川、堀部、奥野、 新道、関口	堀部、廣田、田中、吉田、山田 新道、荒木	232名	179名	7.8名
6月10日	お菓子作り					
6月17日	レク会(BBQ)					
6月24日	面会活動(Tさん)					
6月26日	これでいいのか精神医療(文京センター)					
7月9日	「慰安婦」問題と私たちの戦争責任(本郷文化フォーラムホール)	有川、堀部、奥野、 新道、関口	堀部、廣田、田中、吉田、山田 新道、荒木、ヴィヴィアン	190名	147名	6.7名
7月15日	面会活動(Tさん)					
7月16日	香華販売					
7月19日	レク会(ポリシヨイサーカス)					
7月24日	医療観察法全国集会					
7月28日	職員蛇平採用					
8月7日	立川から平和を呼び掛ける集会&パレード					
8月23日	プリンセスプリキアミュージカルショー(府中の森芸術劇場)	有川、堀部、奥野、 新道、関口	堀部、廣田、田中、吉田、山田 新道、荒木、ヴィヴィアン	179名	138名	4.1名
8月19日	面会活動(Tさん Yさん)					
8月26日	レク会(丸木美術館)					
8月28日	日本鬼子(日中15年戦争元兵士の告白) 上映会					
9月10日	全都反弾圧集会(共謀罪反対)(千駄ヶ谷)					
9月16日	面会活動(Tさん)	有川、堀部、奥野、 新道、関口	堀部、廣田、田中、吉田、山田 新道、荒木、ヴィヴィアン	199名	153名	6.7名
9月19日	香華販売					
9月24日	反原発講座(新規制基準で過酷事故対策は可能か)					
10月13,14日	地域精神医学会					

10月21日 日面会活動(Tさん)	新道、関口	新道、荒木、ヴィヴィアン	191名	147名	7.0名	
10月30日 日精神薬について(武蔵病医院を考える会)						
11月11日 日レク会(竜泉寺温泉)	有川、堀部、奥野、	堀部(休職)、廣田、田中、吉田、				
11月18日 日面会活動(Kさん)	新道、関口	新道、荒木、ヴィヴィアン	185名	142名	6.5名	
11月20日 日医療観察法廃止全国集会						
12月1日 日イルヴェントオープニングパーティー	有川、堀部、奥野、	堀部、廣田、田中、吉田、山田				
12月10日 日知的障害者の為の学習会(クリエイトホール)	新道、関口	新道、荒木、ヴィヴィアン				
12月11日 日望年会						
12月16日 日面会活動(Nさん Yさん)			174名	134名	6.1名	
12月18日 日イギリスの地域精神医療その光と影(中野サンプラザ)						
12月27日 日餅つき大会						
12月28日 日納会						
12月31日 日カウントダウンパーティー						
(2017年)						
1月13日 日レク会(高幡不動)	有川、堀部、奥野、	堀部、廣田、田中、吉田、山田				
1月15日 日セクシャルマイノリティの<生存>の闘い	新道、関口	新道、荒木、ヴィヴィアン	178名	137名	6.9名	
1月20日 日面会活動(Aさん Tさん)						
1月21日 日ふれあいフレンドフェスティバル2017(エスフォルタアリーナ八王子)						
2月11日 日紀元節復活反対! 憲法と「建国記念の日」を考える(お茶の水)	有川、堀部、奥野、	堀部、廣田、田中(休職)、吉田、				
2月17日 日面会活動(Nさん)	新道、関口	新道、荒木、ヴィヴィアン	185名	142名	6.5名	
2月18日 日「障害者地域生活支援拠点事業報告会」(八王子労政会館)						
2月19日 日貧困・格差にNO! 心豊かに、みんなが尊重される社会を(日比谷)						
2月24日 日偲ぶ会						
3月10日 日レク会(猿橋)	有川、堀部、奥野、	堀部、廣田、田中(休職)、吉田、				
3月12日 日「沖縄でいま、おきていること」(お茶の水)	新道、関口	新道、荒木、ヴィヴィアン				
3月17日 日面会活動(Nさん)			220名	169名	6.8名	
3月19日 日香華販売(緑町霊園)						
3月28日 日歓送会						
3月31日 日職員吉田退職						
			利用者年間	2315名	1782名	6.9名
			前年度利用者	2455名	1801名	6.6名

決算表

2016年度

(2016年度)

2016年度決算資産の部

	前期繰越	期間借方(+)	期間貸方(-)	当期残高
現金	83,312	15,092,665	15,359,412	-183,435
八千代銀行	541,711	23,933,447	22,914,476	1,560,682
郵便振替	450,090	307,670	5,200	752,560
有価証券	7,569	15,863	2,928	20,504
立替金	0			0
小計	1,082,682	39,349,645	38,282,016	2,150,311
	前期繰越	期間借方(-)	期間貸方(+)	当期残高
預り金	477,817	1,519,842	1,987,116	945,091
借入金	0	1,784,016	1,784,016	0
未払い金	0	64,800	833,150	768,350
基本金	565,876			565,876
買掛金	0			0
前受金	18,000	18,000	603	603
小計	1,061,693	3,386,658	4,604,885	2,279,920
収益科目	前期繰越	借方(-)	貸方(+)	当期残高
給付金	0		13,754,824	13,754,824
サービス推進基本補助	0		6,186,600	6,186,600
八王子市家賃補助	0		1,542,000	1,542,000
寄付金	0		1,263,500	1,263,500
会員会費	0		35,000	35,000
入会金	0		1,000	1,000
共同募金会	0		1,870,000	1,870,000
民間助成金	0		0	0
利用料	0		56,500	56,500
雑収入	0		23	23
運用収入	0		0	0
	0			0
ハローワーク助成金	0		570,000	570,000
前年度繰越金	20,989			20,989
小計	20,989	0	25,279,447	25,300,436

(=A)

負債・資本の部

(=B)

収益の部

-129,609

(=C)費用の部

費用科目	前期繰越	借方(+)	貸方(-)	当期残高
給料	0	6,897,960		6,897,960
職員手当	0	3,747,623	37,567	3,710,056
賃金	0	3,084,013		3,084,013
法定福利厚生費	0	1,559,953		1,559,953
報酬	0	325,596	890	324,706
租税公課	0	177,400	41,200	136,200
旅費交通費	0	923,931		923,931
消耗品費	0	137,607		137,607
印刷製本費	0	0		0
事務用品費	0	4,013		4,013
水道光熱費	0	449,899		449,899
修繕費	0	11,880		11,880
指導用教材費	0	60,303		60,303
通信費	0	420,250		420,250
支払手数料	0	14,608		14,608
その他役務費	0	16,020		16,020
使用料及賃借料	0	228,550		228,550
備品購入費	0	2,844		2,844
新聞図書費	0	64,289		64,289
建物等借上費	0	3,285,200		3,285,200
諸会費	0	6,000		6,000
会議費	0	8,880		8,880
行事費	0			0
健康管理費	0	38,981		38,981
救援費	0	3,344		3,344
通所奨励金	0	633,164		633,164
雑費	0	0		0
車両費	0	3,282,752		3,282,752
雑損失	0	25,962		25,962
	0			0
寄付金支払	0	39,000		39,000
保守点検費	0	49,680		49,680

交際費	0	10,000		10,000	(=D)	-129,609
小計	0	25,509,702	79,657	25,430,045		

第2号議案 1 頁

第 2 号議案②

2016 年度決算

執行率 100.0%

	2016 年度予算	執行金額	差引額		100.0%
収入計	26,170,589	26,068,786	101,803		99.6%
給付金	14,400,000	13,754,824	645,176		95.5%
サービス推進事業・基本補助	6,186,000	6,186,600	-600		100.0%
八王子市家賃補助	1,542,600	1,542,000	600		100.0%
寄付金	1,000,000	1,263,500	-263,500		126.4%
会員会費	36,000	35,000	1,000		97.2%
入会金	5,000	1,000	4,000		20.0%
共同募金会	1,870,000	1,870,000	0	車両購入	100.0%
民間助成金（車両購入費含む）	500,000	0	500,000		0.0%
利用料	50,000	56,500	-6,500		113.0%
雑収入	10,000	23	9,977		0.2%
受取利子	0	0	0		
未払い金	0	768,350	-768,350	フィリピン旅費、家賃補償償却費、車庫解体	
借入金	0	0	0		
ハローワーク助成金	550,000	570,000	-20,000		103.6%
	0				
前年度繰越金	20,989	20,989	0		100.0%
支出計	26,515,464	25,430,045	1,085,419		95.9%
経費 A（運営費）計	26,507,964	25,400,739	1,107,225		95.8%
事業費計	22,487,964	21,396,842	1,091,122		95.1%
給料	6,246,372	6,897,960	-651,588		110.4%
職員手当	3,800,000	3,710,056	89,944		97.6%
賃金	3,931,392	3,084,013	847,379		78.4%
法定福利費	1,900,000	1,559,953	340,047		82.1%

ボランティア報酬	300,000	324,706	-24,706	ボランティア報酬	108.2%
人件費計	16,177,764	15,576,688	601,076		96.3%
租税公課		136,200	-136,200	法人住民税	
旅費交通費	850,000	923,931	-73,931		108.7%
消耗品費	150,000	137,607	12,393		91.7%
印刷製本費	10,000	0	10,000		0.0%
水道光熱費	500,000	449,899	50,101		90.0%
修繕費	50,000	11,880	38,120		23.8%
指導用教材費	80,000	60,303	19,697		75.4%
役務費（通信運搬費）	375,000	420,250	-45,250		112.1%
その他役務費	15,000	16,020	-1,020		106.8%
支払手数料	15,000	14,608	392		97.4%
事務用品費	15,000	4,013	10,987		2.7%
新聞図書費	150,000	64,289	85,711		42.9%
使用料及び賃借料	490,000	228,550	261,450		46.6%
備品購入費	400,000	2,844	397,156		0.7%
委託料	50,000	49,680	320		99.4%
建物等借上料	3,085,200	3,285,200	-200,000		106.5%
諸会費	30,000	6,000	24,000		20.0%
写真	15,000	0	15,000		0.0%
会議費	30,000	8,880	21,120		29.6%
寄付金支払	20,000	39,000	-19,000		195.0%
健康管理費	40,000	38,981	1,019		97.5%
保険加入料	50,000	0	50,000		0.0%
通所奨励金	650,000	633,164	16,836		97.4%
雑費	10,000	0	10,000		0.0%
車両費	3,250,000	3,282,752	-32,752		101.0%
交際費		10,000			
計	4,020,000	4,003,897	16,103		99.6%
経費B	7,500	2,452,063	-2,444,563		32694.2%
借入金返済	0	¥1,784,016	-1,784,016	前年度賛助会からの借入金返済	
救援費	7,500	¥3,344	4,156		44.6%

	未払い金	0	¥0	0		
	雑損失		¥25,962	-25,962		#DIV/0!
	次年度繰越金		¥638,741			

第2号議案②1頁

ほっとスペース八王子2017年度総会

(第34回)第4号議案

2017年度活動方針案

1. 情勢分析

こんにちの社会において、精神保健福祉法、医療観察法から見えてくるものは、医療福祉よりも治安、地域共生よりも隔離といった政府当局の本音が見えてきます。もう上辺の美名や大義名分で隠すこともしなくなってきました。障がい者総合支援法は、本質的に障害者自立支援法から何ら進歩することもなく、招いたのは福祉の産業化、事業者間の競争原理、そして障害者自身の格差を広げることだけでした。世界に目を転ずれば、目立つのは資本制社会の末期を思わせる内向きの保守化です。それも、古き良き伝統を守るのであればまだしも、実際に守っているのは自民族中心主義（エスノセントリズム）です。そうして国が収束していく一方、経済は新自由主義とグローバリズムによって拡がる格差、そして世界各地で起きている内戦とテロ、こういったことをますます生み出しこそすれ、解決できずにいます。

そもそも1929年恐慌を戦争で解決にもならない[解決]をし、その尻拭いを人為的市場創出などのケインズ経済で乗り切ろうとしたが、失敗。新自由主義的・グローバル経済でカンフル注射したが、格差が広がるばかりで、問題は何も解決できない状態。行き着くところに行き着いたのがブロック経済と1929年恐慌後の世界の矛盾がますます雪だるま的に膨れ上がっただけの状態です。

こういったことをふまえて、「ほっとスペース八王子」で出来ることは何なのか、それを考えながら活動方針を示していくつもりです。もちろん、意思表示の苦手な人、ただ静かに自分のペースで過ごしたい人、あるいは思想や方法論の違いであるとか、そういった人もいるでしょう。「ほっとスペース八王子」は、利用者の意思も尊重しつつ、できることは何か、考えていくつもりです。「北京の蝶」ごとく、小さなことが世界を揺るがすこともあるということという大げさですが、世界は繋がっています。2017年度の「ほっとスペース八王子」は、横のつながりも重視していくつもりです。そういったことを踏まえ、各論に移します。

2. 大まかな方針の修正

前年度までは、会員を拡大し、事業を増やすという大きな目標を掲げて

来ました。その一つがグループホームの新設でした。たとえばこういったことを諦めるのではなく、アプローチの仕方を変えるという事です。他事業所と提携、連携して会員間の交流、通所者、利用者の融通などできる形にしていくなど、やりかたはいろいろあるはずですが、他事業所の多くが希望している作業は、援農（農作業）です。八王子の市議との懇談会で、休耕地を借りやすく融通できないかという議題があり、障害者作業所として農業が注目されていますが、「ほっとスペース八王子」では、あえてそういった流れには乗らないと考えています。今現在受けている授産作業を中心に、利用者数と相談しながら作業を増やしていく考えです。意見の中に、工賃体系を細かく設定してはという意見もあります。ひとつの授産作業にも、いくつかの工程があり、役割も違ってくる以上、必要なことです。2015年度に、5段階計画といった拡大計画を打ち出しましたが、2015～2016年度のあいだにあまり劇的な拡大は見込めませんでした。ですが結局これは、諦めるということではなく、あくまで目標は目標として、出来ることから少しずつやっていく形に変えていくことになります。そこで会員数増加の取り組みを次の項目で論じます。

3. 会員数増加への取り組み

「ほっとスペース八王子」がNPO法人格を取得し、障害者総合支援法に基づいてB型就労支援事業所となってから5年目に入ります。その間、徐々に会員数は増えてきているとはいえ、会員の確保は、毎年の課題です。機関誌「ほっと」、ホームページ（ブログ）、フェイスブックといった媒体を軸にする基本方針は大きく変わりません。ですが、そのスタンスをどうすべきかという面は考えなければいけません。毎年、「政治的主張」を出し過ぎではないかという意見はあります。ですが、先段書いた通り、情勢が情勢だけにある程度の政治的主張は出していかないと埋没しかねません。もちろん、政治的主張が得意な利用者ばかりではないでしょうし、「ほっとスペース八王子」で利用者を第一に考えた場合、まずは『「ほっとスペース八王子」にいて楽しい』と思える場所ではなくてはいけません。そのあたりのバランスは考えていかななくてはなりません。また別の考えとしては、「行政機関のお墨付き」でもあればまた違って来るでしょうし、会員集めも難しくなくなってくるかもしれませんが、現在の状況がそれを許さなくなっています。やっぱり地道な啓蒙、広報活動をしていかななくてはなりません。その第一歩として、病院訪問（退院促進活動）が挙げられました。利用者のみなさんが通っている病院やクリニックなどで見込みがありそうな人をスカウトまでできればいいですが、まずは「ほっとスペース八王子」という存在を周知していく活動から進めて行きましょう。また、会員（利

用者)が増えてくると、人間関係のトラブルもどうしても避けられませんし、個々の利用者也、「ほっとスペース八王子」での過ごし方が変わってくるでしょう。そのために、ある程度人数が増えれば事業所を増やす計画があります。2015年度の活動方針で計画した通りです。つぎの項目に移ります。

4. 会員の運営参加

「ほっとスペース八王子」は、「当事者運営」をうたっている以上、利用者の皆さんには、なるべく運営に参加していただきたいのです。会員が多くなってくると、「ほっとスペース八王子」の5つの合言葉、特に「がんばらないこと」「排除でなく、配慮を」といった心がけが難しくなってきます。「ほっとスペース八王子」として何かしらの声明を出すこともあるかもしれませんが、障害者の権利(人権)そのものにかかわることはもとより、年金、生活保護といった人としての権利(基本的人権)をおびやかしかねない制度や政策には断固として反対の声を挙げなくてはいけない事態もあるでしょう。ですが、人それぞれ事情は違うでしょう。まず入会して「何がしたいか」が重要です。その時点で、もう「当事者運営」への参加は始まっています。ただ気負う必要はありません。通所してのんびりしたり、昼食を食べてほかの利用者や職員と喋っていたり、気が向いたらプログラムや授産作業、レクに参加したりと、それは、利用者の意思にお任せします。それから全体ミーティングに参加して意見を述べたり、積極的にプログラムや授産作業をしたり、レクや行事があれば、幹事や役割を分担したり、さらに進んで前述した権利擁護活動や声明、休日にアクティビティがあったりすることもあります。そして、ゆくゆくは「ほっとスペース八王子」の運営予算そのものにも意見を出していただければと考えています。一人でも多くの会員が、多くの日数を通うことによって、多くの給付金を受けることができます。その給付金によって、より質の高い運営ができます。新しいパソコンやiPad、文房具やレクリエーション器具、あるいは旅行に行ったり美味しいものを食べたり。利用者にはそれを決める権利があります。「ほっとスペース八王子」とのかかわり方、考え方、スタンス、積極性など利用者によって違ってくるのは仕方ありません。かといって比べる必要もありません。基本は自分、主体は自分、あくまで「自分がどうしたいか」が大事だからです。ですが、「ほっとスペース八王子」として何らかの意思表示が必要な場合、ある程度の意見の集約が必要になってきます。しかしこれは、「みんな同じでいること」を意味しません。ひとりひとは違って、「同じ思い」を共有することはあるからです。次の項目で、権利擁護活動などについて述べます。

5. 政治参加と権利擁護運動

政治というと、思想的な要素がかなり影響する分野です。とっつきにくいと感じたり、意思表示しにくかったり、あるいは意見が対立するということもあるかもしれません。ですが、こと権利擁護の話になるとどうでしょうか。生活保護や、年金などが減額されるといったら、反対するでしょう。増税すると言ったら反対するでしょう。今は多くの国民が将来のための増税はやむを得ないと答えています。あくまで国民は、行政には減税を主張すべきなのです。ここにも、日本社会の問題点があるのです。障害者総合福祉法や、医療観察法、その他福祉法規の問題も、その延長です。福祉だけではありません。日米安保に伴う法律の改正は、憲法の拡大解釈の問題になりました。安全保障と銘打って、日本のあちこちで軍備が増強され、また、治安対策と称して、特定秘密保護法や、共謀罪といった法律、また、こんど改正される精神保健福祉法といったことは、障害者の生活を脅かしかねません。このことは、国民、ひいては社会全体の問題です。「刑務所が最後のセーフティネット」という学者もいます。会員の1人が、「精神病院の7年間は短かったが、刑務所の4年間は長かったという話を聞いた」と言っていました。結局刑務所や拘置所といった刑事施設は福祉でもセーフティネットでもありません。ですから、まずできる政治参加は、投票です。年中そうある事ではないのですが、候補者の主張に耳を傾け、より良い政策を約束してくれる人に投票しましょう。また、集会や学習会、デモなどの市民運動などで、主催者や講師などがどんな話をし、どんな主張をしているか耳を傾け、そしてその中身が自分の身につけば、いうことはありません。また、障害者は、ときとして先入観に基づくいわれなき差別を受ける場合もあります。日本に未だ残る差別とたたかう（物理的にではありません）ために、ほっとスペース八王子の理念でもある他の被差別者とも連携し、活動することも必要になってくるかもしれません。会員の皆さんには、もちろん自分のできる範囲で、主張なり活動なりの参加を望むものです。

6. 行事、レク、プログラムなどの具体的な活動方針

まず、授産作業についてですが、前述のとおり、工賃体系を見直し、利用者に分かりやすく、かつ不公平感が出ないよう納得のいく工賃基準を明示すべきという意見が出ました。授産担当職員、利用者でよく検討して、作業内容別の工賃体系をつくっていきましょう。会員の授産作業に対する士気は高く、積極的な参加が目だって良い傾向ではありますが、ここ最近の香華販売に限り、1日のみの参加になっています。もちろん、利用者に無理のない参加を求めているので、現状1日のみであればしかたありません。

他の事業所のように職員のみ参加になっているところもありますが、あくまで利用者の積極的な参加を求めます。これは他の授産作業にも言えることでしょう。次に行事についてですが、これは原則従来通りで問題ないでしょう。利用者によって企画立案、段取り、実行といった流れを職員でサポートする、そういった協力体制はできています。あとは、長距離の旅行、宿泊を伴う行事についても、利用者が主体となって実行できれば言う事はありません。前進友の会への研修、病地学会総会への参加といった行事にも参加して旅行の段取りのほかに見聞を拓げるという意味で利用者の積極的な参加が見込め、今後も続けていきたいものです。次にプログラム面についてですが、今あるプログラムも、「ほっとスペース八王子」での限られた時間内では、なかなか新しいプログラムの導入は難しいかもしれません。ですが、利用者のあいだでそれでも敢えて新しいプログラムを考え、検討していただきたいのです。実現するかどうかは別として、全体ミーティングの、ほんの少しの時間でもいいので、話し合うだけでも価値があります。また、プログラムによっては、得手不得手、利用者の健康具合といった要素などで参加状況が異なってくる場合もあるでしょう。「できない」「やりたくない」からといって、強制することはありませんが、「どう過ごすか」ということは、利用者次第です。「どう過ごすかいろいろ考えを巡らせてみた結果、帰宅することにした」のでも、それは仕方ないことですが、「どう過ごすか考えてみた」だけでもそれは大きな一歩です。現行のプログラムについては、利用者が主体となって実行し、職員はサポート役という分担もできるようになってきました。「ほっとスペース八王子」を過ごしやすい場所にするのは利用者のみなさんです。

7. まとめ

「ほっとスペース八王子」は、精神障碍者のために権利擁護活動につとめ、ときには権力とも対峙し、いろいろな事業所、団体とも連携、連帯し、今後も活動する方針です。同時に、「居て楽しい場所」「安心してのんびり過ごせる場所」も引き続き目指していきます。「会員を増やしたい」「給付金を増やしたい」「事業所を増やしたい」「新しい事業（例えばGH）を興したい」などといった目標もあり、当然目指していくのですが、まず、「障害者福祉とは何か、一番大切なのは何か」という原点に立ち返り、利用者の意見に耳を傾け、方向性を打ち出すことも大事ではないでしょうか。以上で2017年度活動方針案を締めくくります。

2017年度予算案

	2017年度予算	2016年度予算	2016年度決算	2015年度予算	2015年度決算	2014年度予算	2014年度決算
収入計	25,087,291	26,170,589	26,068,786	24,859,294	22,254,117	17,951,948	18,484,474
給付金	13,500,000	14,400,000	13,754,824	10,650,000	12,283,079	9,600,000	10,653,407
サービス推進事業・基本補助	6,186,600	6,186,000	6,186,600	5,406,000	5,406,000	4,080,000	4,806,000
八王子市家賃補助	1,542,600	1,542,600	1,542,000	1,542,600	1,542,600	2,005,380	1,812,600
寄付金	300,000	1,000,000	1,263,500	30,000	1,398,735	20,000	37,703
会員会費	36,000	36,000	35,000	60,000	8,000	60,000	57,000
入会金	5,000	5,000	1,000	5,000	4,000	5,000	4,000
共同募金会	0	1,870,000	1,870,000	100,000	80,000	100,000	0
民間助成金	500,000	500,000	0	3,100,000	50,000	50,000	0
利用料	50,000	50,000	56,500	5,000	93,000		2,000
雑収入	10,000	10,000	23	10,000	167,764	10,000	156,664
受取利子		0	0	0	245		530
未払い金	768,350	0	768,350	0	0	0	0
借入金	1,550,000	0	0	3,200,000	0	1,400,000	133,002
ハローワーク助成金		550,000	570,000	200,000	670,000	400,000	600,000
		0					
前年度繰越金	638,741	20,989	20,989	550,694	550,694	221,568	221,568
支出計	25,087,291	26,518,118	25,430,045	24,869,374	22,254,117	18,448,061	17,743,489
経費A(運営費)計	24,276,550	26,507,964	25,400,739	24,311,520	21,726,892	18,448,061	17,738,314
事業費計	23,186,550	22,487,964	21,396,842	20,506,520	21,032,161	17,615,255	17,035,287
給料	7,663,950	6,246,372	6,897,960	6,400,000	6,452,153	9,045,259	4,856,062
職員手当	4,662,400	3,800,000	3,710,056	3,800,000	3,806,740	2,267,476	3,042,721
賞金	3,000,000	3,931,392	3,084,013	2,500,000	2,118,207	1,000,000	2,590,403
法定福利費	2,000,000	1,900,000	1,559,953	1,100,000	1,469,618	60,000	1,014,908
ボランティア報酬	320,000	300,000	324,706	320,000	278,887	30,000	348,200
租税公課	0	0	136,200	50,000	0	70,000	13,882
人件費計	17,646,350	16,177,764	15,576,688	14,170,000	14,125,605	30,087,990	11,866,176
旅費交通費	600,000	850,000	923,931	700,000	826,688	380,000	621,668
消耗品費	135,000	150,000	137,607	150,000	145,567	200,000	137,377
印刷製本費	10,000	10,000	0	400,000	409,275	0	0
水道光熱費	450,000	500,000	449,899	500,000	471,690	430,000	495,254
修繕費	50,000	50,000	11,880	50,000	11,416	40,000	14,472

指導用教材費	60,000	80,000	60,303	100,000	67,405	100,000	76,083
役務費（通信運搬費）	420,000	375,000	420,250	375,000	527,837	320,000	371,789
その他役務費	15,000	15,000	16,020	15,000	596,580	15,000	13,220
支払手数料	15,000	15,000	14,608	8,000	13,255	4,000	7,370
事務用品費	10,000	15,000	4,013	25,000	7,957	5,000	21,807
新聞図書費	65,000	150,000	64,289	50,000	104,400	25,000	47,926
使用料及び賃借料	200,000	490,000	228,550	250,000	487,404	200,000	233,460
備品購入費	300,000	400,000	2,844	400,000	96,984	100,000	0
委託料	50,000	50,000	49,680	50,000	0	50,000	0
建物等借上料	3,085,200	3,085,200	3,285,200	3,208,520	3,085,200	3,208,520	3,085,200
諸会費	30,000	30,000	6,000	50,000	25,500	65,000	39,900
交際費	15,000	15,000	10,000	0	0		
会議費	30,000	30,000	8,880	5,000	29,398		3,585
寄付金支払	50,000	20,000	39,000	20,000	10,000	25,000	1,000
健康管理費	40,000	40,000	38,981	25,000	38,702	46,000	14,204
保険加入料	50,000	50,000	0	50,000	0		49,680
通所奨励金	650,000	650,000	633,164	450,000	603,642	350,000	442,658
雑費		10,000	0	10,000	7,000	11,806	1,555
車両費	300,000	3,250,000	3,282,752	3,250,000	35,387	400,000	238,463
計	1,090,000	4,020,000	3,983,777	3,805,000	694,731	832,806	747,560
経費B	810,741	10,154	2,452,063	557,854	527,225	0	703,027
借入金返済		0	1,784,016	50,354	35,387	0	133,002
救援費	30,000	7,500	3,344	7,500	0	0	5,175
記念パーティ		0		500,000	0	0	
予備費	12,391	2,654	0	0	0		
雑損失		0	25,962	0	0	0	14,156
未払い金費用（償却費、車庫解体費用）	768,350	0		0	0	0	550,694
次年度繰越金		0	638,741		491,838		

人事案 2017年5月8日現在

特定非営利活動法人ほっとスペース八王子

	役名	氏名		報酬の有無	役職名等
1	理事	有川 満伸		有・無○	理事長
2	理事	奥野 直行		有・無○	
3	理事・事務局	岡口 正		有・無○	
4	理事・事務局	新道 充史		有・無○	
5	理事	関口 加津子		有・無○	
6	監事	岡口 雅子		有・無○	監事
7	共同代表	新道 充史		有・無○	共同代表
8	事務局	浅田 尚彦		有・無	
9	事務局	今井 陽一郎		有・無	
10	事務局	田中 彩		有・無	
11	事務局	山田 輝生		有・無	
12	調理	荒木 クリステイン		有・無	
13	調理	蛇平 ビビアン		有・無	

第7号議案①

特定非営利活動法人「ほっとスペース八王子」就業規則

第一章 総則

(目的)

第1条 この規則は、特定非営利活動法人「ほっとスペース八王子」(以下、「ほっとスペース八王子」とする)における職員の労働条件、服務規律、その他の必要な事項を定めたものである。

2 この規則に定めのない事項については、労働基準法その他の法令の定めるところによるものとする。

(労働者の定義)

第2条 この規則でいう職員とは、第5条の定めにより採用され、「ほっとスペース八王子」の業務に従事する者をいう。

(適用範囲)

第3条 この規則は、全職員に適用する。ただし、臨時に採用された者については別の規則によるものとする。

(差別扱いの禁止)

第4条 「ほっとスペース八王子」は、職員の国籍、信条、社会的身分または門地、性、労働運動等を理由として差別扱いをしてはならない。

第二章 人事

(採用)

第5条 「ほっとスペース八王子」は、就職を希望する者の中から公正な選考のうえ、採用者を決定する。採用にあたっては、職員、所長、理事会などの意見をもとに、理事長が決定する。職員として採用された者は、雇用契約書を交わし、常勤職員、非常勤職員を問わず、「ほっとスペース八王子」の設立趣旨、設立の経過、会則を理解し、会の発展に寄与しなければならない。

2 多摩一般労働組合ほっとスペース八王子支部との協定により、常勤・非常勤とも採用後は、組合員とならなければならない。但し、入職前、他労働組合員である者は、職員としての地位を失わない。

(労働条件の明示)

第6条 「ほっとスペース八王子」は、職員の採用に際しては、就業規則を提示し、雇用条件通知書交付をもって労働条件を明示する。賃金の決定、計算及び支払方法並びに賃金締め切り日及び支払い時期に関する事項については、内容が明らかとなる書面を交付する。

第三章 勤務

(労働時間)

第7条 始業・終業時刻及び休憩時間は次の通りとする。

始業時刻 午前10時
終業時刻 午後5時30分
休憩時間 昼休み45分間、休憩15分間（連続1時間あり）

- 2 理事会・職員会議以外の時間外労働は原則として認めない。必要な業務については所長が指示をする。給付金は会員の為に使うことを第一義とする。

(休日)

第8条 休日は次の通りとする。(非常勤職員の条件は常勤職員の条件に準ずる。)

- 1 土曜日、日曜日（但し、例会など行事と重なる場合は出勤となり、その場合は代休を与える。）
- 2 祝日（1に同じ）
- 3 年末年始（12月29日より12月31日まで、及び1月1日より1月3日まで）
- 4 夏期休暇（7月1日から9月末日までに5日間。入職時期による日数調整を別に定める。）
- 5 その他労使で決定した日

(休日の振替え)

第9条 業務上必要やむを得ない時は、前条の休日を一週間以内の他の日に振り返ることを得る。その場合前日迄に振り返る日を指定して行う。

(年次有給休暇)

第10条 入職日より6ヶ月以内は3日の有給休暇を付与する(常勤のみ。試用期間及び非常勤期間は除く)。但し、法で定める年次有給休暇が発生した時点で消滅する。(繰り越しはできない。)

- 1 6ヶ月間継続して勤務し、全労働日の8割以上出勤した者は、継続し又は分割した10日の有給休暇を取ることができる。有給休暇の取得は1/2日からとする。また、やむをえない場合は、各人の有給残日数に対して、一年間に5日を限度として、1時間単位の取得を認める。
- 2 有給休暇は本人の請求があった時に取るものとする。
- 3 有給休暇の残日数は翌年に限り、繰り越すことができる。
- 4 有給休暇中は通常の賃金を得る。

(特別休暇)

第11条 次の各号の一に該当するときは特別休暇を得る。この期間は有給とし、通常の賃金を得る。

- 1 本人の結婚の時 7日間
- 2 子の結婚の時 3日間
- 3 産前産後休暇 法律の定めるところとする。
- 4 妻の出産の時 3日間
- 5 父母・配偶者・子及びこれに準ずる者の死亡のとき 3日・7日・7日間
- 6 選挙権その他の公民権の行使または証人、鑑定人若しくは参考人として裁判に出頭するとき必要な期間
- 7 天災その他やむを得ない事由により出勤不可能のとき又は本人の住居に災害を被蒙ったとき必要な期間
- 8 「ほっとスペース八王子」が必要と認める講演会などに出席するとき又は業務に必要な講習会等を受けるとき必要な期間
- 9 その他「ほっとスペース八王子」が必要と認めたとき

特別休暇を請求する者は、届けなければならない。

※1～5については、慶弔金、見舞金を支払う。理事会において決定する。

(育児・介護休暇)

第12条 育児・介護休暇は法律の定めるところとする。賃金等については、理事会で決定する。

(生理休暇)

第13条 1周期に1日間を有給で取得する事ができる。2日目以降の休暇は無給とする。

(休暇の手続き)

第14条 職員が休暇を取るときは前もって休暇届けを提出すること。但し、やむを得ないときは事後速やかに届け出ること。

(勤怠について)

第15条 職員の遅刻・早退及び勤務時間内に業務を離れる時間については一分単位とする。賃金控除は30分単位とする。また、時間外労働での相殺は認めない。

2 賃金締切日以内に上記の勤怠が3回以上あった場合は、処分として賃金の1/10以内の範囲で賃金控除をおこなう。一時金支給に際しても、勤怠控除する。

(出勤)

第16条 職員は、定められた時刻までに出勤し、タイムレコーダーに自ら打刻すること。

(遅刻)

第17条 職員が、始業時に遅刻したときはその旨を届けること。公共交通機関の遅れによる遅刻については、遅延時間が確認できる書面により所長に必要書類を添付のうえ提出する。

(早退)

第18条 職員が早退するときは届け出ること

(欠勤)

第19条 職員が欠勤するときには前もって届け出ること。但し、やむを得ないときは事後速やかに届け出ること。

(業務の目的・責任)

第20条 常勤・非常勤問わず、職員の業務は、会員である「精神障がい者」の立場に立ち、病者であることを理解し、その生活と権利を最大限守ることにある。これができない場合は処分の対象とする。

2 所長は全体の業務について把握し、責任をもつ。これができない場合は処分の対象とする。

3 職員は所長の業務命令・指示に従わなければならない。異見がある場合は話し合いで解決するよう双方努力をするが、最終判断・決定は所長が行なう。所長はこの命令・指示を文書で提示することがある。従わない場合は処分の対象とする。

4 職員は定められた業務について、正確な仕事をしなければならない。これができない場合は処分の対象とする。

5 上記の処分については注意処分・停職・賃金カット・解雇がある。事実関係を確認の上、理事長が決定する。

第四章 給与

(給与)

第21条 賃金の種類、賃金の締め切り日及び支払日、賃金の計算方法、賃金の支払方法、昇給に関するこ

と、ならびに賞与については別に定めるところによる。

2 一時金について

賞与は、原則として、下記の算定対象期間に在籍した労働者に対し、会社の業績等を勘案して下記の支給日に支給する。ただし、会社の業績の著しい低下その他やむを得ない事由により、支給時期を延期し、又は支給しないことがある。

[1] 常勤職員

7月10日支給基本給の1.0～3.0ヶ月
(査定期間10月21日～4月20日)

12月10日支給基本給の1.0～3.0ヶ月
(査定期間4月21日～10月20日)

[2] 非常勤職員については

支給月を含めて前3ヶ月の月平均を基礎額にする

3 夏期休暇の日数について (常勤)

入職時期日数退職時期日数

3月末まで5日～6/30 0日

4/1～5/31まで 4日7/1～5/31 2日

6/1～5/31まで 2日8/15/31 4日

7/1～ 0日9/1～ 5日

第五章 休職及び退職

(休職)

第23条 職員が各号の一に該当するときは休職する

- 1 疾病による欠勤が一ヶ月以上続いたとき (医師の診断書を提出する)
- 2 公の職に就き、業務に専念できないとき (無給とする)
- 3 その他特別の事由があると認められるとき (無給とする)

(休職期間)

第24条 休職期間は、次の通りとする。但し、事情によりその期間を延長することを得る。

- 1 前条第1号の場合 医師の診断に応じ協議する
- 2 前条第2,3号の場合 必要な期間

(休職者の扱い及び休業補償について)

第25条 休職期間は勤続年数に通算する。休職期間の賃金は法律の定めるところとする。又は、理事会において決定する。

- 2 入職時点での疾病については休業補償を適用しない。
- 3 通院歴があり、病名のある疾病については、健康保険加入者で傷病手当受給可能の場合、本人が手続きをする。

(復職)

第26条 休職期間が満了したとき又は休職期間中であってもその事由が無くなったとき、原則として現職務に復帰することを得る。疾病者が復帰したときは必要により業務又は就労時間を緩和する。

(退職)

第27条 職員が次の各号に該当するときは退職し、その翌日より職員としての資格を失う。

- 1 死亡したとき

- 2 本人からの退職の申し出があり所定の手続きを完了したとき。申し出は1ヶ月前におこない、業務の引継ぎは遅滞なく行わなければならない。

(定年及び再雇用)

第28条 定年は、65歳の誕生日の前日とする。また、65歳以降の再雇用条件は、常勤、非常勤の場合は、契約時に判断し、本人と話し合いのうえ決定をするが、労働条件も変更となる場合がある。

(解雇)

第29条 職員が次の各号の一に該当するときは一ヶ月前に予告するか又は一ヶ月分の平均賃金を支給して解雇する。

- 1 災害変その他やむを得ない事由により事業の継続が不可能になったとき
- 2 ほっと内外での暴力行使（但し、業務として参加した集団的示威行動による、警察との関係でのものは対象としない）
- 3 業務として関わる金銭的なものについて、不正等があった場合。その場合はそれらすべてを弁済したうえで解雇処分とする。
- 4 職員が職務において、所長の業務命令に従わない時は、口頭又は、文書による注意処分とする。その後においても、勤務成績が著しく不良で数回にわたり注意しても改まらない時は減給。それでも改まらない時は休職処分（無給扱いとする）を経て解雇とする。ただし、職員は、職務について意見のある時は、意見を述べることができる。最終的には、所長の指示に従うものとする。
- 5 解雇などの処分を受ける職員には、事前にその件について弁明する機会が与えられる。参加者は当該職員と所長及び理事、賛助会代表の賛成がなければ処分の効力はないこととする。解雇の最終決定者は理事長とする。また、みだりに処分権、解雇権を乱用してはならない。
- 6 処分の種類は、
 - ・注意処分
 - ・減給処分（1/10以内）（期間は理事会、賛助会で審議し理事長が決定する）
 - ・停職処分（期間は理事会、賛助会で審議し、理事長が決定する）
 - ・解雇（通常解雇、懲戒解雇）とする。

(解雇の制限)

第30条 職員が業務上その他これに準ずる事故により負傷又は疾病に罹り、治療のため休業する期間及びその後30日間は解雇しない。

第六章 安全衛生

(健康診断)

第31条 「ほっとスペース八王子」は、必要のある時は即時に職員の健康診断を行う。但し、他の医師の健康診断を受け、その結果を証明する書面を提出したときはこの限りではない。

(病者の就労制限)

第32条 「ほっとスペース八王子」は伝染病、精神病その他労働することによって病勢が悪化する恐れのある時は職員の就労を禁止する。なお、これに準ずる場合は医師等の指示により、就労時間等の緩和を行う。その間の賃金はカットされる。

(労働災害)

第33条 職員が、通勤災害、業務災害にあった場合、労働基準法及び労働者災害補償保険法等の法律に基づき、速やかに手続きを行う。休業の場合、労働者災害補償保険から支給されない3日分については、「ほっとスペース八王子」が100%の賃金補償を行う。通院治療を要する場合、業務時間内通院を認める。また、入院期間等を考慮し、見舞金の支給なども検討する。なお、第25条に規定される休職者において、これに該当した場合は賃金の60%相当額を仮払い賃金とし、

100%の補償を行う。業務上の決定があった場合、仮払い賃金を精算し、労災保険からの補償とあわせ、100%の補償とする。通勤災害等において交通災害の場合は、事故証明書を取り、自賠責保険等の保険を優先とする。また第3者行為災害の場合は労災扱いとしその手続きをとるものとする。その他の取り扱いの細目については別途定める。

(社会運動関係・行事の参加)

第34条

- 1 職員の社会運動関係・行事の参加については、出張扱いとする。
- 2 その行事の参加を業務とするかどうかは、所長及び理事長が判断する。但し、原則は理事会で決定する。
- 3 時間内組合活動については、業務に支障のない範囲でおこなう。

第7章 職業訓練

(教育訓練)

第35条

- 1 ほっとスペース八王子は、業務に必要な知識、技能を高め、資質の向上を図るため、職員に対し、必要な教育訓練を行う。
- 2 職員は、ほっとスペース八王子から教育訓練を受講するよう指示された場合には、特段の事由がない限り教育訓練を受けなければならない。
- 3 前項の指示は、教育訓練開始日の少なくとも1週間前までに該当職員に対し文書で通知する。

附則

- 第1条 この規則は2001年4月1日より実施する。
- 第2条 この規則は2002年7月7日より実施する。
- 第3条 この規則は2003年4月7日より実施する。
- 第4条 この規則は2006年4月7日より実施する。
- 第5条 この規則は2007年4月1日より実施する。
- 第6条 この規則は2008年10月21日より実施する。
- 第7条 この規則は2009年7月1日より実施する。
- 第8条 この規則は2009年7月1日より実施する。
- 第9条 この規則は2009年7月1日より実施する。
- 第10条 この規則は2010年4月1日より実施する。
- 第11条 この規則は2013年4月1日より実施する。
- 第12条 この規則は2016年4月12日より実施する。
- 第13条 この規則は2017年4月1日より実施する。

第7号議案②

2017年度「ほっとスペース八王子」賃金規定(2017年4月1日改定)

[考え方]

就業規則第21条に規定する賃金に関して、以下のように規定する。常勤職員は今年度規定した[9]賃金表に基づいて、勤続年数に応じて昇給する。現状から勤続年数5年以上の職員がいないので、5年を上限とした賃金表となっているが、5年後に見直しをする。

また、非常勤職員は同一労働同一賃金の考え方で、勤続年数に応じて、常勤職員の基本給を時間給に換算したものとする。

[1] 賃金

(ア) 常勤職員	H		182,475 円 (5月20日まで勤務)
	T		178,694 円 (休職中)
	HR		186,336 円 (サービス管理責任者、管理者兼務) (Tさんが復職すると常勤職員を解いて非常勤職員)
	Im		182,475 円 (精神保健福祉士) (5月1日から勤務)
	As		182,475 円 (社会福祉士) (5月8日から勤務)
(イ) 非常勤職員	Ym	(時給)	1,374.5 円
	非常勤職員	Sh	(時給) 932 円
	非常勤職員	Ar	(時給) 932 円
	非常勤職員	Ja	(時給) 932 円
	臨時職員	Iw	(時給) 932 円 (社会福祉士)
(ウ) 手当 (月単位)			
① 所長手当			5,000 円 (所長など管理者)
② 住宅手当			10,000 円 (単身者、主たる生計維持者)
③ 扶養手当			5,000 円 (扶養家族一人につき 5,000 円)
④ 資格手当			5,000 円 (PSW, サビ管、社会福祉士等)
⑤ 運転手当			3,000 円 (ほっと車を利用者送迎、納品等で運転する場合)

[2] 時給単価

同一労働同一賃金の考え方で雇用通知書記載通り

[3] 時間外手当

締め日までに各職員が申請し、必要に応じて
理事会で審査・裁定

時間外割増率（6.5時間の所定労働時間を越えて、一日8時間までは時給単価×1.0
かつ週40時間を越えた時に、割り増しが発生。割増率は労基法を遵守し、雇用通知書記載通り）

[4] 休暇・休日

- (ア) 年次有給休暇 労働基準法に定める基準日数
- (イ) 夏季休暇 5日（常勤職員）、1日（非常勤職員）
- (ウ) 年末年始休暇 12月29～31日、1月1～3日（カウントダウン・パーティがある時はこの限りではない）
- (エ) 生理休暇（常勤職員のみ）1日／一周期
- (オ) 定期健康診断 有給扱い

[5] 遅刻・早退

遅刻・早退は30分単位で賃金カット。一時金の査定の際、必要に応じて理事会で審査・裁定

[6] 通勤交通費

実費（交通費申請書に記載していただいた交通経路で一番安い費用を参考にする）

[7] 一時金

(1) 常勤職員

夏季一時金	原則として7月10日支給	基本給の1.0ヶ月～3.0ヶ月
（査定期間	10月21日～4月20日）	
年末一時金	原則として12月10日支給	基本給の1.0ヶ月～3.0ヶ月
（査定期間	4月21日～10月20日）	

中途入職の場合、査定期間の6ヶ月を勤務月数で割り出す。

運営委員会で審査し理事会で決定する。

年度末一時金 原則として3月10日支給 処遇改善加算総額に応じて支給する場合もある。

(2) 非常勤職員

一時金の査定額は支給月の前月から遡って基本給の3ヶ月平均の1.0ヶ月～3.0ヶ月を支給する。年度末一時金については、福祉サービス提供職員の支給割合に応じて支給。

[8] ボランティアについて

（但し、利用者として登録されているものが有償ボランティアを行う場合は、通所奨励費の対象から外される。）

(ア)無償ボランティア（月9日以内の活動）

交通費の実費を支払う。一日につき5時間以上の活動が月9日以内で報酬として別途日額1,000円（食事代一回分相当）を支給する。

(イ)有償ボランティア（月10日以上活動）

交通費の実費を支払う。一日につき5時間以上の活動が月10日以上で報酬として月額10,000円を支払う。

(ウ)講師

一回当たりの報酬については理事会で決定する。

[8] 組合費について

(ア) ほっとスペース八王子は多摩一般労働組合とユニオンショップ制を結んでいます。併せて、毎月の賃金から労働組合費を天引きする規定を締結しています。

(イ) 常勤職員は2千円、非常勤職員は賃金総額に基づいて500円～1500円を組合費として徴収します。

[9] 賃金表

ほっとスペース八王子賃金表(2017年度)					
	基本給		手当/月		備考
入職時	175,000		資格手当	5,000	社会福祉士、PSWなど
1年	176,833		役職手当	5,000	所長など管理者
2年	178,694		住居手当	10,000	主たる生計維持者に限る
3年	182,475		扶養手当	5,000	扶養家族一人につき5,000円
4年	186,336		運転手当	3,000	ほっと車を利用者送迎、納品等で運転する場合
5年	190,279				

(但し、経験給として職務経験年数は在職期間とみなす)